

名古屋市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第 144号。以下「法」という。）第39条第 1項及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第 1項の規定に基づき、保護施設及び社会福祉法第 2条第 2項第 7号に規定する授産施設（以下「事業授産施設」という。）（以下「保護施設等」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

第 2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、救護施設、更生施設、授産施設（法第38条第 5項に規定する授産施設をいう。以下同じ。）及び宿所提供施設にあつては救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号。以下「省令」という。）の定めるところにより、医療保護施設にあつては医療法（昭和23年法律第 205号）その他医療に関する法令の定めるところにより、事業授産施設にあつては省令の授産施設に関する規定（省令第23条第 2項の規定を除く。）の定めるところによる。

(研修の機会の確保)

第 3条 保護施設等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(秘密保持等)

第 4条 保護施設等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 保護施設等は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(食料及び飲料水の備蓄)

第 5条 保護施設（授産施設を除く。）は、非常災害に備え、利用者及び職員の 3日間の生活に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない。

2 授産施設及び事業授産施設は、非常災害に備え、利用者及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない。

(帳簿の保存期間)

第 6条 保護施設等（医療保護施設を除く。）は、利用者の処遇の状況に関する帳簿をその完結日の属する年度の翌年度から起算して 5年間保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第 7条 保護施設等は、その運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第 2条第 1号に規定する暴力団を利することとしないようにしなければならない。

(委任)

第 8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年 4月 1日から施行する。